

消費税のインボイス制度への対応について

1 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の概要等

(1) インボイス制度とは

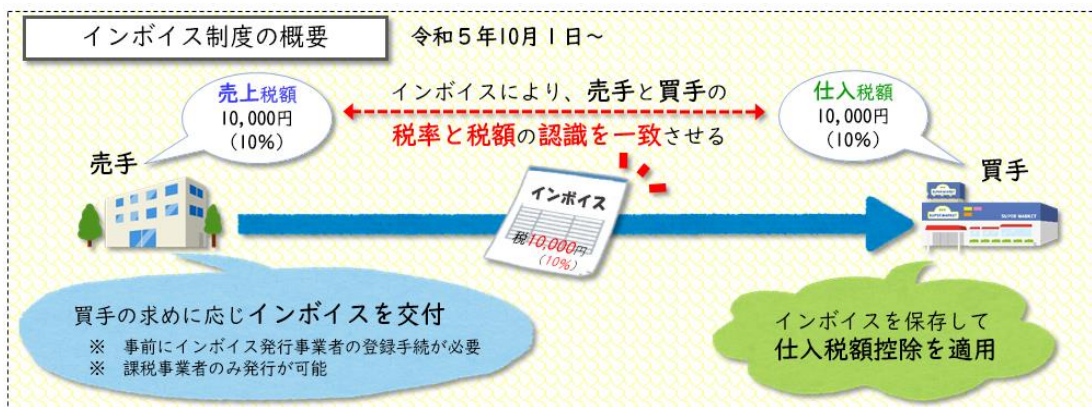
消費税は消費者が負担することを予定する税ですが、その消費税を納税するのは、物の販売やサービスの提供を行った事業者となります。

また、納税する消費税額は、売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額を控除することにより算出します。この仕入に係る消費税額を控除することを「仕入税額控除」といいますが、この「仕入税額控除」を受けるためには、現行制度では、「帳簿」と「区分記載請求書」の保存が必要とされています。

インボイス制度は、本年10月から始まる複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、インボイス制度の下では、仕入税額控除を受けるためには、帳簿のほか「インボイス」の保存が必要となります（図1）。

インボイスとは、「売手が買手のために正確な適用税率や消費税額等を伝える手段」であり、登録番号などの一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

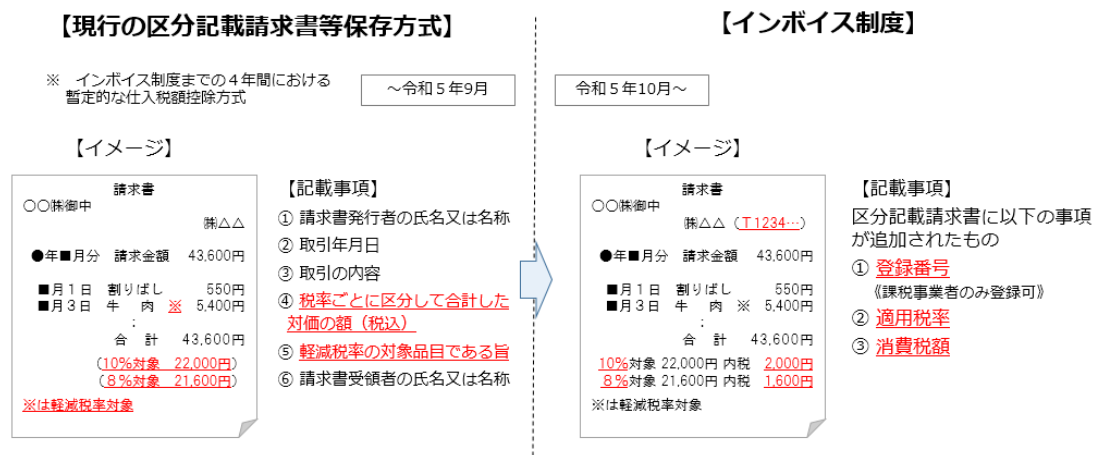
（図1）インボイス制度の概要



(2) 現行の仕組みからの変更点

インボイスは、現行の「区分記載請求書」の記載事項に加えて、「登録番号」、「適用税率」、「税率ごとに区分した消費税額」を追加したものであり（図2）、必ずしもインボイスという書類を一から作成しなければならないわけではありません。

(図2) 区分記載請求書とインボイスの記載事項



2 インボイス発行事業者の登録要否の検討と登録申請手続

(1) インボイス発行事業者となるかどうかの検討

インボイス発行事業者となるかは事業者の任意であり、売上先がインボイスを必要とするか、登録した場合に申告義務が生じますが、その申告に係る税負担や事務負担がどの程度あるのか、といった点を踏まえて検討する必要があります。

(2) 登録申請手続

インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者は、登録申請書を提出する必要があります。

制度開始日(本年10月1日)からインボイス発行事業者となるためには、本年9月30日までに申請する必要があります(本年9月30日までに提出した場合は、制度開始日である本年10月1日までに登録通知が届かなかった場合であっても、同日から登録を受けたものとみなされます。)。ただし、申請してから登録通知が届くまで一定の処理期間を要しますので、登録をお決めになられた方は、お早めの申請をおすすめします。

制度開始後に登録申請を行うことも可能です。免税事業者が制度開始後に登録を受ける場合、令和11年9月30日の属する課税期間までの間は、登録希望日(提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日)から登録を受けることができる経過措置が設けられています。

(3) 各種補助金

インボイス制度への対応を見据えたデジタル化や販路開拓等を支援するための次の補助金が活用できます。

① IT導入補助金

中小・小規模事業者向けにインボイス対応を見据えた会計ソフト等の導入を支援するためのIT導入補助金が設けられています（詳しくはリーフレット参照）。

IT 導入補助金
リーフレット



② 小規模事業者持続化補助金

免税事業者からインボイス発行事業者となる事業者に対して、持続化補助金の補助上限額が一律 50 万円上乗せされています（詳しくはリーフレット参照）。

小規模事業者
持続化補助金
リーフレット



3 インボイス制度に向けた準備

(1) 売手の留意点

① インボイス発行事業者の義務

インボイス発行事業者には、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、インボイスを交付する義務（データでの提供も可能です。）及び交付したインボイスの写し（注）を保存する義務が課されます。

（注）交付したインボイスの写しとは、交付した書類そのものを複写したものに限らず、そのインボイスの記載事項が確認できる程度の記載がされているものもこれに含まれるので、例えば、請求書を作成した際のデータや簡易インボイスに係るレジのジャーナル、明細表などの保存があれば足ります。

② 検討事項・事前準備

インボイス発行事業者となった場合には、取引ごとにどのような書類を交付しているか確認し、どのように見直せばインボイスの記載要件を満たせるかについて検討する必要があります。

また、必要に応じ、取引先に対して登録番号を通知し、インボイスとした書類やその交付方法等の認識を統一させておくことが必要です。

なお、全ての取引について対応をする必要はなく、消費者に対して行っているサービスなど、その取引の相手方に課税事業者がいない場合は、インボイスの交付を求められることはありません。必ずしも、全ての課税取

引に係る書類等をインボイスとする必要はないことも踏まえながら、対応が必要な取引とその相手を適切に把握することが重要です。

(2) 買手の留意点

必要に応じ、仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるか事前に確認し、仕入先がインボイス発行事業者となる場合は何をインボイスとするか、認識を統一させておくことが必要です。

また、仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿とインボイスの保存が必要となりますので、免税事業者や消費者などインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません（制度開始後6年間の経過措置があります。「4 免税事業者等に係る対応」参照）。

なお、簡易課税制度（注）や2割特例の適用を受ける場合には、仕入税額控除の適用を受けるためにインボイスの保存は不要です。

さらに、一定規模以下の事業者が、一定の期間に行う課税仕入れについて、その支払対価の額が1万円未満である場合には、インボイスの保存は不要とされ、一定の帳簿のみの保存により仕入税額控除ができる少額特例もあります（2割特例と少額特例は「5 令和5年度税制改正について」参照）。

（注）簡易課税制度とは、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者が、その基準期間における課税売上高が5千万円以下の課税期間について、課税仕入れに係る消費税額を、実額ではなく、課税標準額に対する消費税額に事業区分に応じたみなし仕入率を乗じて算出した金額とする制度をいいます。

4 免税事業者等に係る対応

(1) 免税事業者との取引における留意事項

免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、消費税を加味した価格の設定、取引金額の見直しを検討することも考えられます。

また、取引先の免税事業者に対し、取引上の優越的な地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法等において問題となるおそれがありますので、その点をご留意ください。詳しくは「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」をご参照ください。

公正取引委員会
ホームページ

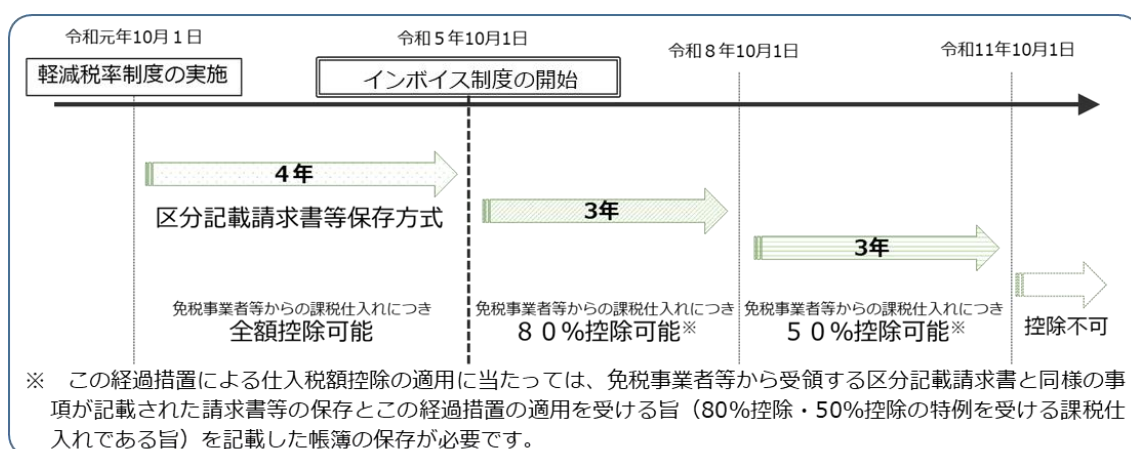


(2) 免税事業者との取引に係る経過措置

インボイス制度の下では、免税事業者や消費者などインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないため、原則として仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度の開始から一定期間は、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています（図3）。

（図3）免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置



5 令和5年度税制改正について

インボイス制度についての主な改正内容は以下のとおりです（詳しい内容は国税庁ホームページ参照）。

(1) 2割特例（小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置）

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者がインボイス発行事業者となる場合には、その課税期間における納付税額を売上税額の2割（課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とされます。）とする経過措置が設けられました。

この経過措置の適用に当たっては、事前の届出は必要なく、消費税の申告時に確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます。

(2) 少額特例（一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置）

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月

30 日までの間に行う課税仕入れについて、その課税仕入れに係る支払対価の額（税込）が1万円未満である場合には、インボイスの保存がなくても、一定の帳簿のみの保存により、仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられました。

(3) 少額な返還インボイスの交付義務の免除

値引きや返品、割戻しなど、売上に係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合に、返還インボイスの交付義務が免除されます。これにより、売手負担となる振込手数料を売上値引きとして処理する場合に返還インボイスの交付は不要となります。本見直しの適用期限や適用対象者について特段の制限はありません。

令和5年度税制改正
国税庁ホームページ



【参考】国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

- ① 説明会・登録要否相談会の開催案内
- ② インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）
- ③ インボイス制度に関する取扱通達やQ & A
- ④ インボイス制度に関する税務相談チャットボット
- ⑤ インボイスコールセンター

（インボイス制度に関する一般的（※）なご質問やご相談）

0120-205-553（9:00～17:00 土日祝除く）

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要がある相談）を希望される方は所轄の税務署への電話（音声ガイダンス「2」を選択）により、面接日時等をご予約ください。

- ⑥ インボイス制度に関する各省庁等の相談窓口一覧表などを掲載しています。

インボイス制度
特設サイト



（注）本文は令和5年4月時点の法令等に基づき記載しています。